

「三重県観光統計データ」サイト改修及び運用・保守管理業務 委託仕様書

1 業務の目的

本県では、令和5年度に構築した「三重県観光統計データ」サイト (<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/index.html>) (以下、本県観光統計サイトという)において、三重県の様々な観光統計データを可視化し、市町・DMO・観光関連団体が活用できるよう公開している。

本業務は、現在公開中の本県観光統計サイトについて、県が管理・運用するwebサーバへ移行し、県担当者がサイト更新作業を容易に行える仕組みを導入するとともに、公開する観光統計データの増加に伴い、「見やすく、分かりやすく、使いやすい」視点で本県観光統計サイトを改修するものである。

具体的には、①本県観光統計サイトにCMS(Contents Management System:専門的な知識を持たない人でもwebサイトやコンテンツの管理・更新ができるシステム)を導入することにより、今後の本県観光統計サイト更新作業を内製化し、データの鮮度を高めていくこと、②ユーザーにとっても管理する側にとっても「見やすく、分かりやすく、使いやすい」視点で本県観光統計サイトを改修することにより、本県観光統計サイトの利便性を向上させ、市町・DMO・観光関連団体の活用を推進すること、を主な目的として実施する。

2 契約期間

(1) 本県観光統計サイト改修の履行期限

契約日から令和7年3月27日(木)まで

(2) 運用・保守期間

本県観光統計サイト公開の日から令和8年3月31日(火)まで

3 委託上限額(金額には消費税及び地方消費税を含む)

委託上限額及び各年度の支払い限度額は以下のとおりとする。

委託上限額:4,341,480円

【内訳】

令和6年度:3,993,000円

令和7年度: 348,480円

なお、受託者は、令和6年度分の委託料については、県が当該年度分の執行を確認した後に請求できるものとする。

4 業務内容

(1) 本県観光統計サイト改修業務

ア CMS 導入業務

(ア) 本県観光統計サイトにCMSを導入し、以下の機能を実装すること。なお、後述する「イ 本県観光統計データの拡充に伴う本県観光統計サイト改修業務」により、追加で必要となる機能がある場合は、該当機能についても実装すること。

・トップページ更新機能

現在掲載しているページ、「三重県の観光情報サマリー」、「本県観光

統計サイトの掲載対象データ、「よくあるご質問」について、編集（修正・削除）ができるようにすること。

・本県観光統計データ新規作成・編集機能

現在公開中の「観光レクリエーション入込客数推計書」や「観光客実態調査報告書」、今後公開予定の「インバウンド消費動向調査データ」や「域内調達率データ」といった観光統計データについて、新規作成や編集（修正・削除）ができるようにすること。

また、本県観光統計サイトで公開する各観光統計データの Tableau ダッシュボードについて、埋め込みや埋め込みの削除をできるようにすること。

※Tableau ダッシュボードは Tableau Public 上の埋め込みコードを用いて本県観光統計サイトに埋め込んでいます。

・CMSへのログイン機能

CMSの「管理者アカウント」としてログインできる機能を設けること。

- (イ) CMSに実装する各機能の詳細については、県と協議のうえで決定すること。
- (ウ) CMS上のすべての機能の使用方法について、操作マニュアルを作成すること。
- (エ) オープンソースのCMSを使用する場合は、ソフトウェアに脆弱性が発見された場合の対応方針や、ソフトウェアのバージョンアップが必要となった場合の対応方針などを示すこと。

イ 本県観光統計データの拡充に伴う本県観光統計サイト改修業務

- (ア) 公開する観光統計データの数が増加する予定であることから、本県観光統計サイトの観光統計データ公開ページ(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/data1.html>)について、市町・DMO・観光関連団体が本県観光統計サイトを活用するにあたり、「見やすく、分かりやすく、使いやすい」という視点により、改修を行うこと。

※現在、本県観光統計サイトでは、「観光レクリエーション入込客数推計書」、「観光客実態調査報告書」、「宿泊旅行統計調査(観光庁)」、「みえポアンケートデータ」の4項目のデータを公開している。今年度、「観光統計データに係るダッシュボード作成等業務」において、「インバウンド消費動向調査データ(観光庁)」、「長期休暇(ゴールデンウィーク・夏休み・正月三が日)の観光入込客数データ」、「域内調達率データ」、「三重県内宿泊施設の従業員アンケート」、「県内施設入込客数月次データ」といった統計データの新規ダッシュボード作成を予定しているとともに、今後もCMS導入により公開する統計データの拡充を予定している。

- (イ) 改修の内容については、企画提案書において、少なくともワイヤーフレーム、可能であればデザインカンプまで作成して提案すること。
- (ウ) レスポンシブル web デザインの対応を行うこと。

ウ サーバ移行業務

- (ア) 令和7年3月21日(金)までに、県が提供する「三重県インターネット統合サーバ」にて(1)アの作業を実施し、「三重県インターネット

統合サーバ」上でサイトを公開する準備をすること。なお、現在公開中の本県観光統計サイトのコンテンツデータは県から提供することとし、「三重県インターネット統合サーバ」の仕様については別紙を参照のこと。

(イ) サーバへのプログラム及びデータのアップロード作業は、県本庁舎にて専任の技術者立会のもと実施するものとする。アップロード作業後は、一般的なブラウザ（Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefox等）の最新版で全ての項目が正常に動作することを確認すること。また、本業務に起因する不具合が発生した場合は、速やかに不具合を修正すること。

(ウ) サイトのSSL化に必要となるサーバ証明書は県にて用意するものとする。

(2) 本県観光統計サイト運用・保守管理業務

本県観光統計サイト公開の日から令和8年3月31日（火）までの期間について、以下のとおり本県観光統計サイトの運用・保守管理を行うこと。

ア 本県観光統計サイトのセキュリティ確保に関する対策を行うこと。CMSをはじめとするサイトプログラムの脆弱性等が発見された場合は、不正アクセス及びハッキングなどによる影響がないように、プログラム改修やバージョンアップを行うなど、必要な対応を行うこと。

イ PC、スマートフォン、タブレット端末の一般的なブラウザで、本サイトが正常に閲覧できるように必要な対応を行うこと。

ウ 本県観光統計サイトの運用時間は、24時間365日を前提とし、本県観光統計サイトに不具合が発生した場合は可能な限り迅速に調査・対応を行うこと。保守はサイトのみとし、「三重県インターネット統合サーバ」の障害に関しては県が対応を行うものとする。

エ 本県観光統計サイトに不具合が生じた場合の連絡窓口（電話・メールなど）を用意し、不具合に対応する体制を確保すること。

オ 上述の改修および不具合の対応について、サーバへのプログラム等アップロード作業は原則県本庁舎にて受託者が実施することとするが、緊急な対応を要する場合などは、県と協議のうえ修正用データを県へ送付し、県にてアップロード作業を実施することも可能とする。

5 納入成果物

以下の成果物を令和7年3月27日（木）までに納品すること。

- (1) webサイトコンテンツ一式（CD-ROM等）
- (2) 操作マニュアル（電子データ、正本1部）
- (3) システム設計書（システム構成図・ファイル一覧・データベース仕様書等）（電子データ、正本1部）
- (4) 本業務の実施にあたり新たに作成したもの
- (5) その他、県担当者が指示するもの

6 実績報告書等の提出

各年度末には、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

- (1) 報告期限 令和7年3月27日（木）及び令和8年3月31日（火）

(2) 記載事項

- ア 委託業務名
- イ 契約金額
- ウ 契約日、契約期間
- エ 完成年月日
- オ 実施した業務概要
- カ その他、事業実施の説明に必要な書類

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、不具合を知ったときから1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1)受注者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2)契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

(1)この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(2)契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3)本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等

により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (6) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応すること。
- (7) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施すること。